

池坊中央研修学院生に対する職位の特別昇進について

現職位を取得されてからの家元規定の経過年限および支部規定年限に関わらず、下記の申請が出来ます。

ただし、昇進証明書発行日以後に証明書を使用せず職位申請された場合は、当証明書は無効となり次回申請への使用は出来ません。

【 昇進申請手続きについて 】

- ・ 昇進希望者は昇進証明書を引立者に提出し、支部長・考査員捺印のうえ、申請書に必ず添付してください。
- ・ 申請書、その他の手続きは従来通りです。

【 昇進規定 】

◎ 教養科 A を修了の場合

- ・ 脇教授職(准華匡から准華綱)を持つ者は、最大二階級の同時昇進を認める。
- ・ 准教授職(華匡から華綱)を持つ者は、一階級の昇進を認める。
- ・ 正教授職(総華匡から総華綱)を持つ者は、昇進を認めない。

◎ 教養科 B を修了の場合

- ・ 脇教授職および准教授職を持つ者は、教養科 A に準じる。
- ・ 正教授職(総華匡から総華監)を持つ者は、一階級の昇進を認める。
- ・ 正教授一級(総華綱)を持つ者で年齢35才以上の場合は准華督への昇進を認めるが、35才未満についてはこれを認めない。

◎ 専門科 A を修了の場合

- ・ 正教授職(総華匡から総華監)を持つ者は、一階級の昇進を認める。
- ・ 正教授一級(総華綱)を持つ者で年齢35才以上の場合は准華督への昇進を認めるが、35才未満についてはこれを認めない。

◎ 専門科 B を修了の場合

- ・ 正教授職(総華匡から総華綱)を持つ者は、一階級の昇進を認める。
- ・ 准華督を持つ者で年齢が40才以上の場合は、華督への昇進を認める。

◎ 研究科 を修了の場合

- ・ 准華督を持つ者で年齢が40才以上の場合は、華督への昇進を認める。
- ・ 華督・副総華督・総華督を持つ者は、原則として昇進を認めない。ただし、支部からこれに関係なく申請のあった場合は、従来の方式に従い家元の許可がおりた者に限り昇進を認める。

◎ 特別科 を卒業の場合

- ・ 正教授職(総華匡から総華綱)を持つ者は、一階級の昇進を認める。
- ・ 准華督以上の職位を持つ者は研究科に準じる。

◎ 総合特別科 を修了の場合

- ・ 正教授職(総華匡から総華綱)を持つ者は、一階級の昇進を認める。
- ・ 准華督を持つ者で年齢が40才以上の場合は、華督への昇進を認める。
- ・ 華督を持つ者で年齢が50才以上の場合は、副総華督への昇進を認める。
- ・ 副総華督を持つ者で年齢が55才以上の場合は、総華督への昇進を認める。

*2018年度(第42期)総合特別科研究室の募集より、年齢による必要な職位が変わります。

詳しくは、2017年度の募集要項でご確認ください。

※ 上記規定は本学院の卒業(修了)生であっても、池坊華道会会員でない者には適用しません。

※ 昇進証明書を使用して申請されても、無料ではありません。